

旅館業における留意事項

(令和3年1月1日施行版)

1 施設の利用基準

営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、次の基準によらなければなりません。

- (1) 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。
- (2) 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。

2 宿泊者名簿

営業者は、宿泊者名簿を備え、これに次の事項を記載しなければなりません。

宿泊者名簿は営業を行う施設あるいは営業者の事務所に備え、3年以上保存してください。

宿泊者名簿の正確な記載を確保するため、対面又は対面と同等の手段で本人確認を行ってください。

宿泊者	記載事項
個人	<p>① 氏名、住所、職業その他の事項</p> <p>② 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人である場合は、①に掲げる事項のほかに次の事項を記載すること。 ⇒ 国籍、旅券番号</p> <ul style="list-style-type: none">・ 氏名及び旅券番号等を宿泊者名簿に記載する際には正確を期するため、宿泊者に対しては、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること。これにより、当該宿泊者に関する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の記載に代替しても差し支えない。・ 営業者の求めにもかかわらず、当該宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、当該措置が国の指導によるものであることを説明して呈示を求め、さらに拒否する場合には、当該宿泊者は旅券不携帯の可能性があるものとして、最寄りの警察署に連絡する等適切な対応を行うこと。・ 警察官からその職務上宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の交付の有無にかかわらず、当該職務の目的に必要な範囲で協力すること。 <p>※例外1 【アメリカ合衆国軍隊構成員】 旅券を所持していないので、宿泊者名簿の備考欄等に、身分証明書（氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分、写真）を確認した旨を記載すること。 身分証明書の写しを保存する必要はないこと。</p> <p>※例外2 【アメリカ合衆国軍隊の軍属及び構成員又は軍属の家族】 旅行証明書を所持することになっているので、宿泊者名簿の備考欄等に当該旅行証明書を認めた旨を記載すること。 旅行証明書の写しを保存する必要はないこと。</p>
団体	<p>【団体の構成員の氏名、住所、職業等が確実に把握されている場合に限り次のとおり記載しても良い。】</p> <p>① 代表者又は引率者の氏名、住所、職業その他の事項 団体の名称、宿泊者の男女別人数等その構成を明らかにするための必要な事項</p> <p>② 団体の構成員が日本国内に住所を有しない外国人である場合は、①に掲げる事項のほかに次の事項を記載すること。 ⇒ 団体構成員の国籍、旅券番号</p> <p>※例外 個人の例外1及び2に同じ</p>

3 宿泊をさせる義務

営業者は、次のいずれかに該当する場合を除いて、宿泊を拒むことはできません。

- (1) 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。
- (2) 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
- (3) 宿泊施設に余裕がないとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (5) 宿泊しようとする者の服装又は携帯品が、著しく不潔で、他の宿泊者の衛生の保持に支障があると認められるとき。

4 営業施設について講ずべき措置

営業者は、施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければなりません。

営業者が講じなければならない衛生上必要な措置の基準は次のとおりです。

- (1) 施設を清掃し、便所、洗面所、浴場その他の不潔になりやすい場所については、必要に応じて消毒等を行うこと。
- (2) ねずみ、昆虫等の発生及び侵入を防止し、その駆除を行うこと。
- (3) 浴槽水は、次に掲げるところにより措置すること。
 - ア 毎日取り替えること。
 - イ 24時間以上取り替えないで循環させ、及びろ過している浴槽水（以下「連日使用型循環浴槽水」という。）にあつては、アの規定にかかわらず、1週間に1回以上取り替えること。
 - ウ 気泡発生装置等（気泡発生装置その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備（シャワーを除く。））には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。
 - エ 回収槽内の水を浴槽水として再利用する場合は、塩素系薬剤を使用して回収槽内の水を消毒すること。
 - オ 打たせ湯及びシャワーには、循環させている浴槽水を使用しないこと。
- (4) 浴場及びその設備については、次に掲げるところにより措置を講ずること。
 - ア 連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽にあつては、当該浴槽を1週間に1回以上清掃し、消毒すること。
 - イ 浴槽水のろ過装置、循環配管及び水位計配管を1週間に1回以上洗浄し、消毒すること。
 - ウ シャワーは、その内部に滞留した水が置き換わるよう1週間に1回以上通水すること。
また、1年に1回以上その内部を洗浄し、消毒すること。
 - エ 集毛器を毎日清掃し、消毒すること。
 - オ 貯湯槽及び調節箱を1年に1回以上清掃し、消毒すること。
 - カ 気泡発生装置等にあつては、1週間に1回以上清掃し、消毒すること。
また、気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないようにすること。
- (5) 露天ぶろがある場合には、その浴槽水が配管を通じて屋内の浴槽の浴槽水に混入しないようにすること。
- (6) 洗面設備には、飲用に適する水を供給すること。
- (7) 寝具を常に清潔にし、寝具のうち、布団カバー、まくらカバー、敷布、寝衣その他の宿泊者の皮膚に接するものは、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。
- (8) 客室にガスを使用する設備がある場合は、その使用方法を宿泊者の見やすい場所に表示すること。
- (9) 換気設備、暖房設備、給水設備、排水設備その他の設備を適正に使用できるよう保守点検し、又は整備すること。
- (10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの間、業務に従事させないこと。

5 申請書記載事項変更届について

次の事項に変更を生じたときは、10日以内に「旅館業営業許可申請書記載事項変更届出書」を提出しなければなりません。

- (1) 営業者の住所、氏名（営業者を変更したときは新たな許可申請に該当します。）
- (2) 営業施設の名称及び所在地（移転の場合は新たな許可申請に該当します。）
- (3) 営業施設の構造設備（構造設備の変更は、新たな許可申請に該当する場合がありますので、事前に相談してください。）
- (4) その他、上記以外の事項を変更するときは、事前に相談してください。

6 廃止届について

営業を廃止したときは、10日以内に「旅館業廃止届出書」を提出しなければなりません。

7 停止届について

営業の全部又は一部を停止したときは、10日以内に「旅館業停止届出書」を提出しなければなりません。

8 承継承認申請について

次の事項に該当する場合は「旅館業営業承継承認申請書」を提出してください。

- (1) 法人の合併の場合（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。）
又は分割の場合（当該旅館業を承継させる場合に限る。）
※ 合併又は分割を法務局に登録する前に申請をしなければなりません。
- (2) 営業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするとき。
※ 被相続人の死亡後60日以内に申請しなければなりません。

連絡先 北海道紋別保健所生活衛生課 主査（環境衛生）
紋別市南が丘町1丁目6番地 TEL 0158-23-3108
北海道紋別保健所遠軽支所 主査（生活衛生）
紋別郡遠軽町大通北5丁目1番27 TEL 0158-42-3108